

## 東京医療保健大学和歌山看護学部学生生活委員会規程

### (趣 旨)

第1条 東京医療保健大学和歌山看護学部における学生生活に関する事項を審議するため、和歌山看護学部学生生活委員会（以下「委員会」という）を設置する。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議立案する。

- (1) 学籍異動に関する事項
- (2) 学生の賞罰に関する事項
- (3) 学生の福利厚生に関する事項
- (4) 課外活動に関する事項
- (5) 奨学金に関する事項
- (6) その他、学生生活に関する事項

### (構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 和歌山看護学部教授会において任命する専任教員
- (2) 和歌山事務部長
- (3) 和歌山事務部学生募集担当部長
- (4) その他、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

### (委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

### (事 務)

第5条 委員会に関する事務は、和歌山事務部で行う。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。